

用語	解説	ページ
	きるよう、区医師会、介護家族の集い、民生委員協議会、地域ネットワーク委員会、介護サービス事業者、訪問看護事業者、地域の相談窓口、保健福祉センターなどが参加し、認知症支援のネットワーク構築に取り組んでいる（事務局は北区地域包括支援センター）。	
障がい者就業・生活支援センター	就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、雇用及び福祉の関係機関との協力のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施している。	p.31
地域活動協議会	校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織のことである。	p.34
北区区政会議	平成23年7月以降、区制に対する区民参画を促進し、区内の課題及び実状を把握するため設置・開催している機関。区長が実施する施策・事業に対し、その立案や成果について、意見を述べ、区制への民意を反映させる機能を果たしている。「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」（平成25年3月29日公布、6月1日施行）に基づいて運営されている。	p.42

<人材関連>

用語	解説	ページ
民生委員・児童委員	地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障がいのある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることとなっている。 また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事	p.8 p.12 p.21 p.22 図 p.23 図 p.24 p.27 p.28

	項を専門的に担当する主任児童委員が選任されている。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設された。	p.65
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）	制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決など個別支援を行うとともに、要援護者を見守り・支えるボランティアグループの組織化や要援護者支援のための新たなサービス・仕組みの開発を通じたセーフティネット体制づくりなどの地域支援や、地域福祉計画や関係分野の計画策定や福祉世策の推進に関する行政への提案等を行うことが期待されている役割を担う人をいう。	p.21 p.22 p.23 p.23 図 p.27 p.28
地域福祉コーディネーター	区内の各地域で、さまざまな生活課題を抱えている人の相談に対応し、支援の必要な方を見守り体制を作り、関係機関へのパイプ役を担う人のことである。 北区では、各地域の会館等を拠点として、次の業務を行っている。 ・地域の高齢者や障がい者などのニーズ把握に関すること ・相談援助に関すること ・ボランティア活動の推進に関すること ・「まちともサービス」の紹介やコーディネートに関すること	p.21 p.22 p.23 p.23 図 p.28 p.30

<制度・事業>

用語	解説	ページ
ふれあい型高齢者食事サービス	在宅でひとり暮らしの高齢者などのために、地域のボランティアにより会館や老人憩の家などで、交流や閉じこもり予防、健康増進を目的として食事を提供し、ふれあいを大切にする事業のことである。	p.7 p.8 p.34
ふれあい喫茶	地域でお住まいの方々が、気軽に集まって交流することにつながりを深めるために、またより住みよい地域づくりのために、地域の会館や老人憩の家などでしている活動のことである。地域住民の福祉活動の拠点としてボランティアにより運営され、コーヒーなどの飲み物のほか軽食もある。	p.7 p.8 p.11 p.34
子育てサロン	身近な地域で、子育て家庭の親子など地域の人々が、さまざまな活動を通じて子育てを楽しみながら仲間をつくり、情報を交換するなど、お互いに支えあう活動です。地域の集会所や学校の空き教室などで、子育て中の方、民生委員・児童委	p.7 p.8

用語	解説	ページ
	員、ボランティア等で運営されている。	
まちともサービス	住民の参加と協力により、誰もが住み慣れた家や地域で、安心して自立した生活が送れるように援助する、会員制の住民参加型有料在宅福祉サービス。平成25年11月に開始された。日々の、暮らしの中でのちょっとしたお困りごとに対して、講座を受けたサポート会員がサービス提供を行う。 地域の住民による見守りと公的制度では対応できない支え合い活動を住民主体のコミュニティづくりの推進とボランティアの「地域貢献」の両方の利点を活かして、各地域でのコミュニティビジネスへ発展、定着することを目的としている。	p.7 p.8 p.24 p.29
あんしんサポート事業	認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように援助し、権利擁護に資することを目的とするものである。 具体的には、ご本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスといった生活支援を行うものである。各区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）で実施している。	p.29
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度のことである。	p.29

<自治・社会情勢関連> 以下※印があるものは本文中にも掲載

用語	解説	ページ
基礎自治行政 ^{*1}	基礎自治体（ここでは大阪市）として実施すべき行政をいう。	p.2

<組織形態・協働>

用語	解説	ページ
協働 ^{*2}	市民・地域団体やNPOなどの市民活動団体・大学・企業・行政など、異なる組織や人同士が、共通の目的のもと、対等な立場に立ち、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことをいう。パートナーシップともいわれている。	p.2 他 多数

<地域・区民の範囲・定義>

用語	解説	ページ
区民*3	北区の住民、北区内に通勤・通学する人、北区の市民活動に関わっている人など、北区の区域内において市民活動に携わっている人などを広く総称する意味で使用している。	p.3 他 多数
小地域*4	本計画では地域社会福祉協議会の範囲を指している。	p.3 他 多数

<福祉関連用語>

用語	解説	ページ
単独世帯*6	世帯人員が一人の世帯	p.4 p.5
アウトリーチ*7	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に出向いて支援することを意味する。	p.26 p.28
小地域福祉活動計画*8	地域社協・連合振興町会の範囲で策定される地域福祉の活動計画で、社会福祉の視点を中心に、「こんなまちにしていこう」という具体的な実践活動のあり方、その達成の道筋をまとめたもの	p.3 p.25 p.33 p.34
権利擁護*9	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいう。	p.24 p.27 p.29 p.43 (p.68) (p.74)

<計画関連用語>

用語	解説	ページ
PDCA*5	事業を継続的に改善する仕組み。 計画（Plan = P）、実行（Do = D）、点検（Check = C）、見直し（Action = A）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法のことである。	p.3 p.22 p.42